主

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人佐藤末野の上告趣意一について。

所論は、証券取引法五八条一号にいわゆる「不正の手段」の意義、内容は漠然と しているので、同条号は憲法三一条に違反する違憲無効の法規であると主張する。

しかしながら、同条号にいう「不正の手段」とは、有価証券の取引に限定して、 それに関し、社会通念上不正と認められる一切の手段をいうのであつて、文理上その意味は明確であり、それ自体において、犯罪の構成要件を明らかにしていると認められる(第一審判決の確定した事実によれば、本件は、被告人が、無価値の株券に偽装の株価をつけるため、証券会社の外務員二名と共謀の上、同人らをして、判示会社の株式につき、権利の移転を目的としない仮装の売買を行わせたというのであり、かような行為が、証券取引法五八条一号にいわゆる「不正の手段」に該当することは明白である)。それゆえ、右違憲の主張は、前提を欠き適法な上告理由に当らない。

その余の論旨は、事実誤認、単なる法令違反の主張であつて、刑訴法四〇五条の 上告理由に当らない。

同二ないし四について。

所論は、事実誤認、単なる訴訟法違反および量刑不当の主張であつて、刑訴法四 〇五条の上告理由に当らない。

また、記録を調べても、同法四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり決定する。

昭和四〇年五月二五日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	石	坂	修	_
裁判官	五鬼	上	堅	磐
裁判官	横	田	正	俊
裁判官	柏	原	語	六
裁判官	田	中	=	郎